

新しい教育委員会制度の概要 ～「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正～

1 改正の趣旨

今回の改正は、教育の政治的中立性，継続性・安定性を確保しつつ，地方教育行政における責任体制の明確化，迅速な危機管理体制の構築，地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化などを目的として行われたものである。

改正法は平成26年6月20日に公布，平成27年4月1日から施行。

2 改正の主なポイント

(1) 教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置 ※

〔目的〕 ・教育行政における責任体制の明確化
⇒市長が議会の同意を得て教育長を任命

(2) すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置

〔目的〕 ・地方公共団体の長と教育委員会の相互連携の強化
・より一層民意を反映した教育行政の推進
⇒市長が設置し，招集する
⇒会議の構成員は，市長と教育委員会

(3) 教育に関する「大綱」を地方公共団体の長が策定

〔目的〕 ・地方公共団体としての教育政策に関する方向性の明確化

※福岡市では，経過措置により，現在の教育長の任期が終了するまで，委員長も在職する旧制度を適用中